

# 研究成果をより広く公開するための ライセンス付与について

---

CCライセンス付与の経験から

横浜国立大学  
JPCOAR コンテンツ流通促進作業部会 副主査  
SCPJチーム担当 野村周平

# WEKO3におけるライセンスの扱い

コンテンツ

トップ ランキング

入力後、Enterキーを押下し検索してください

検索

閉じる

● 全文 ○ キーワード

タイトル

Enter Input Value

ライセンス

- CC0
- CC BY 3.0
- CC BY-SA 3.0
- CC BY-ND 3.0
- CC BY-NC 3.0
- CC BY-NC-SA 3.0
- CC BY-NC-ND 3.0
- CC BY 4.0
- CC BY-SA 4.0
- CC BY-ND 4.0
- CC BY-NC 4.0
- CC BY-NC-SA 4.0
- CC BY-NC-ND 4.0
- その他

×

+ 検索条件追加

検索

× クリア

名前 / ファイル

 Journal of the American Ceramic Society - 2023 - Mitsuhashi - Chemical vapor de  
position of ordered structures in YAG.pdf (3.0 MB)

ライセンス



アクション

ダウンロード

Information

Item type

学術雑誌論文 / Journal Article(1)

公開日

2023-06-13

8

views

total

See details

本学機関リポジトリより

# セルフアーカイブ(グリーンOA)の特徴

- 出版者(権利者)が定める著作権ポリシーに依存している

## デPOSIT可能な版は？

- ・著者最終稿(AM)
- ・出版者版(VOB)

## エンバゴ期間(公開停止期間)は？

- ・存在しない
- ・6ヶ月
- ・12ヶ月
- ・24ヶ月

資金提供機関からの著作権および投稿ポリシーに準拠する義務がある？  
(Plan S等)

## 別途ライセンスを定める必要がある

- ・CC BY-NC-NDを付与する必要がある

メタデータに特定の文言を入れること

各出版社ごとに全く異なる内容

# SCPJとは？

学協会著作権ポリシーデータベース  
Society Copyright Policies in Japan

SCPJ

グリーンOA推進のため、日本の学協会がそれぞれ定める  
オープンアクセス方針を公開するデータベース  
2023年11月現在、3353件データが登録されている

## 沿革

・平成22～24年度CSI委託事業(領域3):  
「オープンアクセスとセルフ・アーカイビングに関する著作権マネジメント・プロジェクト」より  
筑波大学(主担当機関)千葉大学/東京工業大学/神戸大学(連携機関)という構成で運用

2020年3月以降、JPCOARにて管理

### 学協会著作権ポリシーデータベース (SCPJデータベース) とは

日本国内の学協会等のOA方針を調べられるデータベースで、次のような特徴があります。

- 日本国内のほぼ全ての学協会 (『学会名鑑2007～2009年版』に掲載された団体及び日本学術会議協力研究団体) 約2100団体を対象として実施したアンケート調査の結果に基づいています。
- 「OA方針を決めていない」といった回答や未回答も一つの「方針」と見なしデータとして提供することで、国内学協会のOAへの対応状況を俯瞰できるようにしています。
- 学協会からの申し出により更新を予定するもので、現在国内学協会約2000団体以上のOA方針を掲載しています。

### 学協会の著作権ポリシー凡例

- Green…査読前・査読後のどちらでもよい
- Blue…査読後の論文のみ認める
- Yellow…査読前の論文のみ認める
- Gray…検討中・非公開・無回答・その他
- White…リポジトリへの保存を認めていない

「学協会の著作権ポリシーを調べる」より

即時OA義務化を見据え、項目やメンテナンス体制等を改善予定です

# ライセンスの付与

昨年12月26日に制定

・CC BY-ND

・独自ライセンス

デュアルライセンスとして運用



表示 - 改変禁止 4.0 国際 (CC BY-ND 4.0)

2022年12月26日  
オープンアクセスリポジトリ推進協会  
運営委員会

## SCPJ データベース 二次利用に関するライセンスガイドライン

オープンアクセスリポジトリ推進協会 (JPCOAR) の管理・運用する SCPJ データベース (以下、「本データベース」という。) の二次利用に関するライセンス (以下、「本ライセンス」という。) について、次に定めます。

本データベースは、日本国内の学協会の機関リポジトリに対する論文掲載許諾状況を登録したデータベースであり、本データベースおよび本データベース中に登録されている個別のデータについて JPCOAR が著作権を保有しております。本データベースはクリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 - 改変禁止 4.0 国際 (CC BY-ND 4.0)<sup>1</sup>として公開しており、原則として改変を禁止しております。

ただし、JPCOAR の定める独自のライセンスとして以下の条件に従うことで、本データベースを利用した著作物の一般公開を予定する個人・団体は、営利・非営利目的問わず、以下の条件に従うことで再配布・改変することができます (二次利用の例: 本データベース内のデータを検索できる外部ツールを開発・公開する)。

- 条件1 本データベースに登録されている個別のデータについて、改変しないこと<sup>2</sup>
- 条件2 出典が本データベースであることを明記すること

二次利用にあたってご不明点があれば、適宜 JPCOAR コンテンツ流通促進作業部会 SCPJ チームまでお問い合わせください。

なお、本ライセンスに基づく二次著作物の作成・公開により発生するいかなる損害についても、当方に故意または重大な過失があるときを除き、JPCOAR は一切責任を負わず、作成者・公開者の責任においてこれを負担するものとします。

また、本ライセンスは、法令や社会変化に応じて、事前の予告なく適宜修正・変更するものとします。

以上

本件に関する連絡先:

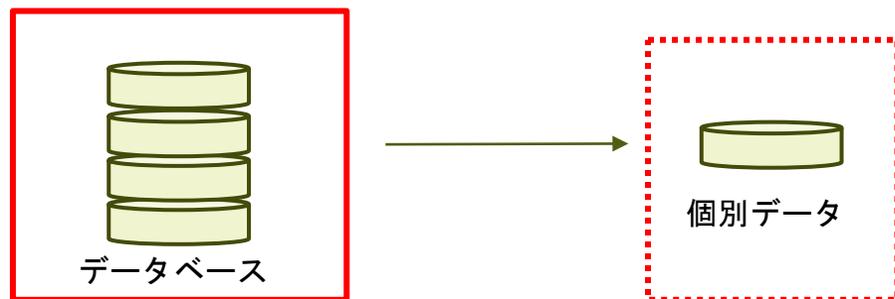
JPCOAR コンテンツ流通促進作業部会 SCPJ チーム  
E-mail: [jpcoar\\_SCPJ@nii.ac.jp](mailto:jpcoar_SCPJ@nii.ac.jp)

<sup>1</sup> <https://creativecommons.org/licenses/by-nd/4.0/deed.ja>

<sup>2</sup> 個別のデータの修正が必要な場合 (明らかにデータが誤っている等) は、JPCOAR にて当該データを確認・修正しますので、記載の連絡先までご連絡ください。

# CCにおけるデータベースの取扱

データベースにも付与可能であり  
データ／データベースを  
同じように取り扱うという性質がある



日本の著作権法上では  
データベースは認められるも  
個別データの権利は曖昧

## データ／データベースに関する新しいFAQ

これまで私たちCCは、データベースに関して様々な検証を行ってきました。その結果、データやデータベースに関して、CCライセンスがどのように機能するか、を説明した[詳細なFAQ](#)を発表することにしました。

これらのFAQは以下を目的としています：

1. ライセンサー(使用許諾を与える人)に対し、対象データ／データベースが利用される際、ライセンス条件が満たされない場合もありうるという警告。
2. CCライセンスはライセンシー(使用許諾を受ける者・使用権の取得者)が、法律によって守られている権利に基づいて作品を使用することについては制限を受けないということを改めて明示すること。
3. CCライセンスver.3.0の独自データベース権への適用についての混乱解消。

これらの目的を達成するFAQをつくるため、CCは以下の事項を重要視しました。

- 前提問題である、どの範囲のデータ／データベースが著作権の保護の対象となるか?という質問には残念ながら答えることはできません。その代わりに、ライセンサーとライセンシーに向けて、決断を導くための質問を投げかけることができます。
- 著作権法に関する複雑な法律問題は、データ／データベースだけの問題ではありません(著作権における例外や制約について考える際、どこからが改変なのか、などという課題等も同様の問題だといえます)。データに関するCCライセンスのあり方について過度に複雑に考えたり、説明しすぎたりする前に、この前提を踏まえておくべきです。一方、事実に基づくデータ／データベースに関しては、純粋に著作権法が適用され、利用の制限あることを認識しておく必要があります。そうすれば、作品にCCライセンスをつけることで確保可能な権利が何なのかを、ライセンサーはきちんと理解・判断できるでしょう。
- ライセンサーが詳しく記述する場合を除き、CCライセンスではデータ／データベースの違いを区別していません。ライセンス条件範囲内の著作権付与可能な全コンテンツは、基本的に同じように取り扱われます。唯一の違いは、法律が著作物の種類に応じて、それぞれに沿った適用がされることです。ただし、この点を重視しすぎると、データ／データベースへのCCライセンスのつけ方について世間一般に誤解を生じかねません。

# 検討事項

想定される利用形態

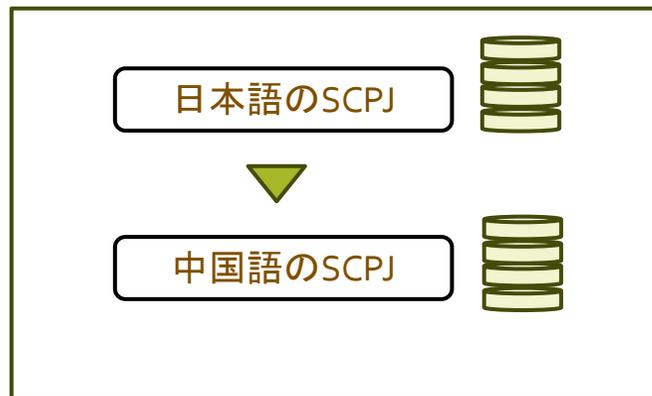
CCライセンスの特性

# 想定される利用形態

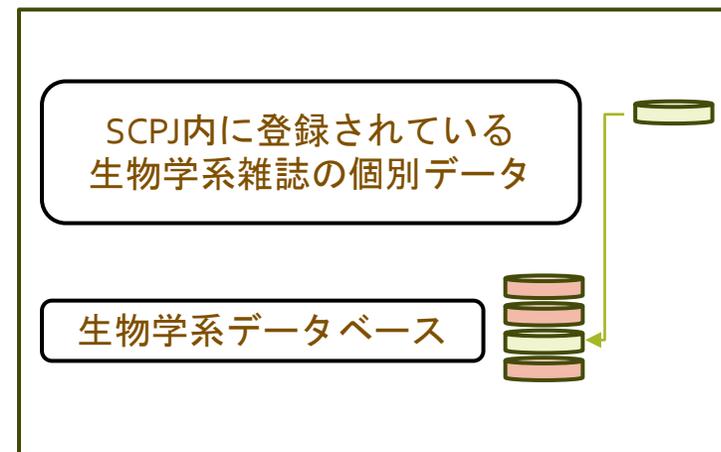


島根大学「日本の学協会の著作権ポリシー確認ツール」  
(2023年11月1日閲覧)

データを直接利用した検索ツール



翻訳版



特定の学術分野の情報のみ  
纏めたDBへのデータの流用

いずれの場合も  
データ自体は同一性を維持したい

# 特性1：ライセンスは撤回できない

## クリエイティブ・コモンズ・パブリック・ライセンスの利用について

クリエイティブ・コモンズ・パブリック・ライセンスは、作者や他の権利者のみなさまが、著作権および下記パブリック・ライセンスにおいて特定されるその他の権利が帰属する原作品およびその他のマテリアルを共有するために利用できる条項の標準的なセットを提供しています。以下の留意事項は、情報提供の目的だけのものであり、網羅的ではなく、クリエイティブ・コモンズのライセンスの一部を構成するものではありません。

**ライセンスする方のための留意事項：**クリエイティブ・コモンズのパブリック・ライセンスは、著作権その他一定の権利により制限されている方法によるマテリアルの利用を公衆に対して許諾する権限を持つ方によって使われることを意図しています。クリエイティブ・コモンズのライセンスは取消すことができません。ライセンスする方は、自分が選択するライセンスを適用する前に、その条項を読み、理解するべきです。また、ライセンスする方は、公衆が期待通りにマテリアルを再利用できるようにするために、本ライセンスを適用する前に、必要となる一切の権利を取得・処理するべきです。ライセンスする方は、本ライセンスの対象とならないマテリアルを明示するべきです。これはクリエイティブ・コモンズ・ライセンスが付与された他のマテリアル、または著作権法上の例外や権利制限に基づいて利用されているマテリアルも含まれます。[ライセンスする方のためのより詳細な留意事項はこちらをご覧ください](#)。

# 特性 2 : NDはオープンアクセスではない

「改変禁止」とした場合

別途翻案を許可するライセンスが  
付与されていない場合、

- ・翻訳版の作成
- ・個別データを翻案すること

該当事項が禁止となる

NDライセンスのついた出版物はオープンアクセスではない

ブダペスト・オープンアクセス・イニシアチブとその2012年の動告で定義されているように、NDライセンスの下で出版される内容はオープンアクセスとは見なされない。NDライセンスは他の研究者によるコンテンツの再利用を過度に制限し、知識の発展に貢献する機会を奪っている。これがNDライセンスを学術出版物に付与することが推奨されない主な理由だ。公文書など、大幅に改変されてはならない一部の種類のコンテンツにはNDライセンスが使用されるが、このライセンスを、学術出版物の翻案を禁止するために使用することは、学術研究の精神に反する。それどころかNDは研究者にとって害にすらなる。

例えば、NDライセンスは翻訳することを禁止する。学術において英語が支配的であることから、NDライセンスは英語を話さない人々による情報へのアクセスにとっての障壁となり、英語圏を超えた研究の普及を制限する。学術記事に含まれるグラフ、画像、図は、アイデアをより広範囲に広めるために不可欠であるが、NDライセンスは（別途翻案を許可するライセンスが付与されていない限り）、これらの翻案も禁止する。

利用者は、異なる管轄での著作権法における「翻案」定義の違いや、例外・制限規定の適用の違いのために気力を無くすかもしれない。テキストマイニングとデータマイニング（TDM）を利用した新たな知識の生成はその良い例だ。TDMのプロセスの最中に翻案が行われていると主張できるような場合でも、生成されたアウトプットがインプットのいずれかの翻案に該当することはないとほぼ断言が不可能な場合でも、研究者がTDMを行うことを著作権法における例外として認めることを明確にしている法律も存在する。NDライセンスの利用は、このような完全に合法的な行為への誤った解釈を生み、これらの行為全体を妨げる可能性がある。そしてこれは科学の発展の障害となる（\*2）。

クリエイティブ・コモンズ・ジャパン「[学術出版物を「改変禁止」ライセンスで共有することが不適切である理由](#)」より  
(2023年11月1日閲覧)

# 特性3：ライセンスは複数設定してもよい

## デュアルライセンスの事例

先行事例として公式サイト上に掲載  
クリプトン・フューチャー・メディア社  
独自ライセンスPCL  
CCライセンスCC BY-NC

デュアルライセンス

初音ミクがCCライセンスを採用！

クリプトン・フューチャー・メディア社（以下「クリプトン社」）が提供する人気キャラクター「初音ミク」その他キャラクターがCCライセンスに対応しました。

<http://creativecommons.org/weblog/entry/35879>



Hatsune Miku / Crypton Future Media inc. / CC BY-NC

クリプトン社は、これまでキャラクターの利用許諾を希望するユーザーに対して、「ピアプロ・キャラクター・ライセンス（PCL）」を提供し、創作の円滑化を図ってきました。

一方、「初音ミク」をはじめとするクリプトン社キャラクターの認知度が国外でも高まってきたことから、ライセンスのグローバル化に取り組み、CCライセンスの対応を選択したとのことです。

クリエイティブ・コモンズ・ジャパン「[デュアルライセンス](#)」より  
(2023年11月13日閲覧)

# 独自ライセンスの条件

- 条件1 本データベースに登録されている個別のデータについて、改変しないこと
- 条件2 出典が本データベースであることを明記すること

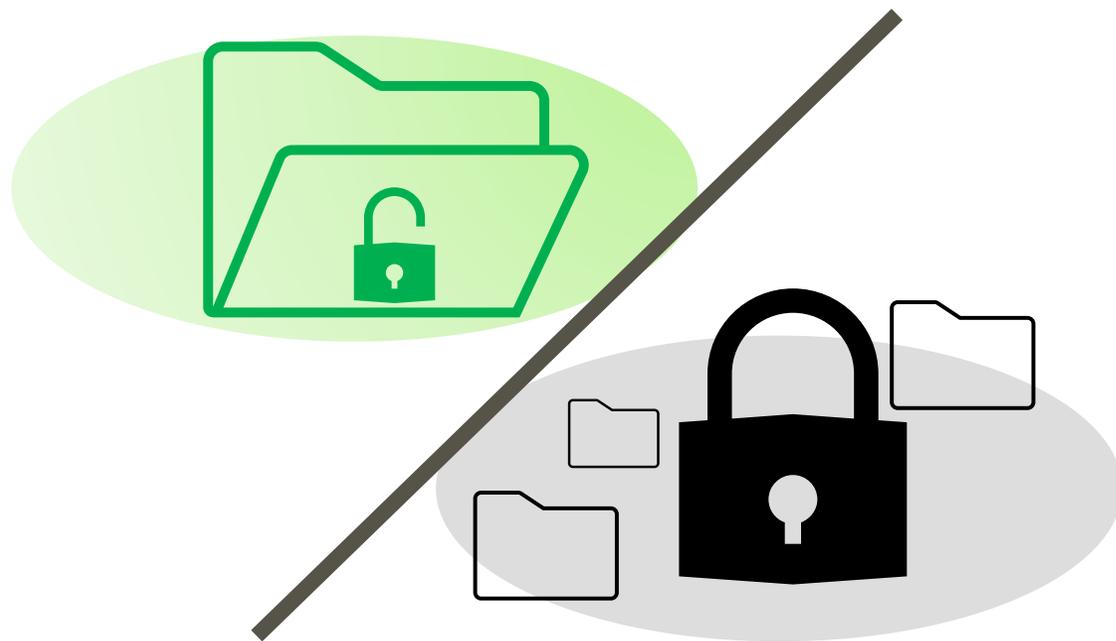
要はCC BY-NDの派生



# 研究活動のこれからの潮流



研究活動のオープン化



オープン&クローズ戦略

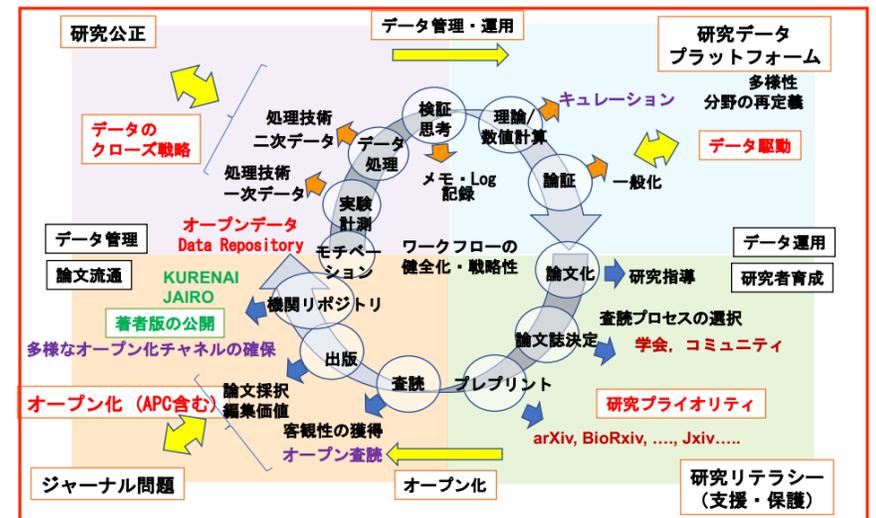
# 研究ライフサイクルにおける図書館の役割

機関リポジトリ

図書館は  
研究成果の公開を  
支援します

出版

査読



引原隆士「研究のライフサイクルに基づく  
オープンアクセス基盤構築」より (2023年11月13日閲覧)